

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷二十二第

行發日一月五年五十正大

論叢

交通税及消費税に於ける重複課税……法學博士 神戸 正雄

支那に於ける鴉片問題の起因を論ず……文學博士 矢野 仁一

チアアルス・ホールの文明論……教授 堀 經夫

租稅收入の季節的變動……法學士 汐見 三郎

說苑

勞農露國に於ける金融制度の復活……經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺派教團の共濟制度……經濟學士 中川與之助

雜錄

藩札の濫發と農民の疲弊……經濟學士 黒 正 巖

獨逸に於ける犯罪統計……經濟學士 岡崎 文規

エツヂウアース教授逝く……經濟學士 蛭川 虎三

法 令

地租條令中改正、所得稅法中改正、

妙心寺派教團の共濟制度

中川與之助

一序 言

各種の教團は各々特有の經濟組織を有するを常とするが、妙心寺派教團經濟の一特色ともいふべきは、一般末寺も大本山も直接檀信徒に倚頼すること尠きことである。之は同派の傳統的宗風であつて、徳川時代も今日も同様である。併し乍ら教團の活動並びに經營方針は、又自ら時代の推移に伴はざるを得ぬ。文化事業の盛んなる今日では、妙心寺の財政は教育費に苦み、やむなく一般末寺より宗費を強制的に課徴してゐる状態であるが、徳川時代には、かゝる積極的活動はなく、唯、一派の寺院僧侶の經濟を安定ならしめ、教團としての地位、勢力の支持に努めたるに止まる如くである。これ、此時代に相互扶助といふことが、教團經營の根本をなしてゐる所以である。抑も社會生活に於て、相互扶助の必要なるは言ふまでもなく、況して同朋相愛を標榜する教團に、かゝる生活の營まるゝは敢て異とするに足らないが、徳川時代三百年間を通じて行はれたるその組織には、又みるべき所なしとせぬ。由來、妙心寺派は臨濟宗にて、肉食妻帯を禁せられし禪僧の集團である。世人は圓頭緇衣の彼等を一見して、出世間にして俗利を知らず、物慾を捨

て、只管求道の苦行を積むものとなせども、その内面に於ては極めて理財の道に長じ、巧に資金を蓄積し利殖し且つ之を管理して、集團全般の經濟生活を合理的に統制せるは、注意せざる可らざる所である。勿論その共濟組織は、今日の保險制度若くは共濟組合の如くに進歩發達したるものではないが、決して一時的のものに非ずして、徳川の初期より末期に及び、且つ又、非組織的に非ずして、常に傳統的な立法的體制を失はざりしものであつた。此等の點は、妙心寺が隨時になしたる單なる救濟、例へばかの門前町、「出入商人」、「扶持人」、大工、「雜職」等直接その生活圏内にあつた俗人、若くは當時の行政上、監督支配の地位にありし所司代、奉行、代官、その他、傳奏家たりし甘露寺に對してなされたる一方的な而も一時的な救濟に比すれば、全然、その性質及び組織を異にする。但しその共濟制度は主として中央に行はれ、大本山としての共濟も、派内全般に公平に行はれたりといふことを得ず、中央に厚くして地方に薄かりしは、否み難き事實であるが、併し、之を以て共濟範圍を山内の塔頭僧侶のみに限るは、制度本來の性質にも背き、又事實にも相反する。兎に角、この共濟組織を知ることには、やがて徳川時代に於ける妙心寺派の經濟生活を知ることであり、且つ、教團經濟の歴史的發達の一類型としても若干の興味を惹くものであらう。これより吾人は、右の共濟組織を説かんとするものであるが、それを理解する前提として、妙心寺派教團の統制方法を一言せねばならぬ。

二 僧團の分派と統制

妙心寺派下に、龍泉、東海、靈雲、聖澤の四派が鼎立し、各派は更に若干の「徒弟」派に岐る。「正法山誌」に就て之を觀るに、聖澤派内には「徒弟派」の分立あらざるも、龍泉派下には春江、柏庭、景堂の三派あり、東海派には、天縱、西川、仁濟、玉浦、壽岳、瑞翁、獨秀の七派、而して靈雲派には、龜年、月航、太原の三「徒弟」派がある。一般末寺及び僧侶は、法縁に因りて各々一定の「徒弟」派に、従つて四派の何れかに從屬するのである。これ等枝分せる大小の派は、各々、團體自治を原則となすが、同時に又、「徒弟」は派に、派は大本山に支配せらるゝが故に、教團全體の統一を保つことが出来る。教團統制の最高機關は、言ふ迄もなく大本山であるが、之に對して、各派の中央機關を「本庵」と稱する。但し、「徒弟」のそれには特定の名稱が附せられてゐない。而して、大本山には妙心寺「住持」、各「本庵」には「塔主」、各「徒弟」には「當番」があり、彼等は各々派内より選出せられて、一定の任期間、派内の行政を總轄すると雖も、固より彼等が專制的に單獨意志を行ひうるに非ず、派内に於ける諸機關の「衆議」「衆評」によりて、議決せられたる所を執行するに過ぎない。而も亦それ等の諸機關も一定の任期後、交替するを原則となすが故に、同一の地位を永く獨占し難い。かゝる點はかの眞宗本願寺派の如く、世襲の法主が殆んど獨裁的に宗政を掌理せるものとは、著しく面目を異にする。團體自治の原則による統制組織は大體右の如くであるが、この原則は自ら又、各團體の經濟的責任を、團體それ自體に負はしむるものであるから、各派は各々自主的に、その一派の經濟を樹立して、團體成員の共存を計らざるを得ぬ。而るに後に述ぶる如く、寺院僧侶は屢々經濟的困窮に遭遇した。かゝる場合に之を救濟する

* 他の資料に依れば、大雅派をはじめ二三の徒弟派ありし如し

手段として妙心寺派にては共濟組織に依つたのである。これ、この派の大本山をはじめ、各派、各「徒弟」派に共濟組織の存する所以である。

三 一派の經濟生活

寺院僧侶が困窮せる場合に、之を救濟する手段として、何故他の方法に頼らずして、共濟組織に頼れるかに就ては、一派の經濟生活の特相を觀なければならぬ。抑も、一般的に寺院經濟の特質ともいふべきは、檀信徒の支持を受けてゐる點にあるが、併し、その程度に至つては、各派各宗によりて異り、必ずしも一樣でない。かの平民佛教を標榜せる眞宗の如きは、寺院僧侶と檀信徒間の接觸多く、従つて又、經濟的關係も密接にして、寺塔の修築はいふに及ばず、檀那寺の冠婚喪祭費すら、檀家の負擔するもの少からざるものであるが、禪宗は一般に貴族的とよばれ、檀信徒との接觸も少く、従つて又、經濟的に檀信徒の支持をうける程度も少い。臨濟禪を傳ふる妙心寺派も亦然りで、彼等は獨立自治の宗風を高く持して、妄りに他に倚賴することを自力門の耻となし、「寺院大小によらず一年之收納を考、其分限にて諸事を經營いたし、謂なくして檀家法類等江助力を頼中間敷事」(享保七壬寅年七月の疊の中)を寺門經營の根本方針となした。檀信徒にすら妄りに倚賴すべからずとなす彼等は勿論他の一般人を手頼るものならず、既に檀信徒及び一般人に倚賴せざらんとすれば、彼等が困窮せる場合に之を救濟するものは、一派内の寺院僧侶相互の外にはない。これ、妙心寺派内に共濟組織を必要となした理由である。獨立自治を生命とな

す彼等にとりては、相互に倚頼することをも潔しとせざる所であらうけれども、單獨資力を以て如何とも致し方なき場合には止むをえざることであらう。然らば必要止むをえざる場合とは何であるかといふに、長期の病氣に罹れる場合はその一であり、寺院の貧窮、堂塔の修築はその二であり、「出世」式を擧ぐる場合はその三である。抑も妙心寺派の「出世」には、「歴住」、「居成」、「再住」の三段があつて、その法階に上下あれども、何れも妙心寺「住持」籍に列し、紫衣を許されて天顔にも咫尺しえたるものであるから、一派内の最高名譽であり、桑門の身としての大なる出世を意味するものである。而して、病氣、貧窮、或は堂塔の修築等に要する費用は、個々の事情に依りて異なるが、かの「出世」式には(註)傳統的慣例があり、その經費も略々一定してゐたる如くである。

(註) 寛文八年四月十四日に、勿論「衆僧之聚會、諸物之價直、増減高下有之故、委細に記定難仕候」と但書をして掲ぐる概算をみるに

歴住 入目 居成 入目 再住 入目

總計 銀子三十四五貫文日

總計 銀子七貫文日程

總計 銀子拾壹貫文日程

内三貫文日餘 禁中方

内六百文日餘 禁中方

内二貫六百文日餘 禁中方

同五貫五百目餘 五山方

同貳拾六貫文日餘 當山一切之入目

同六貫四百文日餘 當山一切之入目

同八貫四百文日餘 當山一切之入目

である。而るに「同年八月廿七日御公儀江指上る之寫下帳」として殘存する「出世三段之別帳」によりて計算すれば、「歴住」式には、銀子約七百枚、米三十九石餘、金子二枚、錢貳拾壹貫目餘を要し、「再住」式には、銀子約百八十七枚、米貳拾六石八斗、金子一枚、錢四貫目餘を、「居成」式には、銀子約七十二枚、米十四石五斗餘、金子五枚を要することとなる。前の計算は銀子

のみを以てし、後の計算は金銀米錢を含む故に、この結果は同一に非るも、亦以てその額の莫大なることを知るべきである。吾人はこれより進んで各「徒弟」、各派及び大本山の、各相互扶助組織を述ぶるに當り先づ、最も中樞的な、而も最も重要なりし大本山のそれを主として叙述し、他は、唯その概要のみに止めた。蓋し、組織そのものは他の二者も殆んど同様なるが故である。

四 共濟制度

共濟制度には種々あるであらうが、妙心寺派内に行はれしものは、一派内相互に於ける資金の融通貸借である。即ちその方法は、大本山及び各「本菴」にありては、各々それらの収入を、又「徒弟」にありては相互の積立金を共濟資金として、隨時、困窮せる寺院僧侶に、一定の條件で貸與せるものにて、一時的の救恤、施與ではない。勿論これは、一方には資金の枯渇を防ぐためであるが、他方には又、妄りに他に倚頼するものに非ずとなす獨立自治の宗風の發露ともみななければならぬ。而して、資金融通の手續を觀るに、團體自治の原則に基いて、先づ自己の屬する「徒弟」の共濟機關に訴へ、「徒弟」間の共濟資力を以て救濟し難き場合は、その「徒弟」を統轄する派に訴へ、茲に於てもその資力足らざる場合は、最後に、大本山の共濟機關に倚頼するものである。日常屢々起る瑣細なる資金の融通は、概ね「徒弟」若くは派内にて濟したるも、かの「出世」式の如く多額の資金を要する際は、大本山が之を融通するを常例とした。

イ 大本山の共濟資金 既に述べたる如く、徳川時代に於ける妙心寺派教團は、當時の時勢の

然らしむる所でもあつたらうが、今日に比すれば消極的にして、教團經營の重心も唯一派内の地位勢力の維持に過ぎなかつたので、大本山としての収入も、傳燈の相承に費さるゝ以外は、専ら教團の共濟的經營に充當せられた。翻つて大本山の一般収入を觀るに、宗教上の諸種の名目の下に一派僧侶より課徴するものもあり、之を經濟的にいへば明に一種の共同積立金であるが、特に共濟の爲め共同贖金なりと考ふべきものでない。而るに、各派各徒弟にありては、共濟の爲め共同贖金とせぬ。そは兎も角、大本山の共濟資金を知る爲に、大本山の一般収入の種別を觀ねばならぬ。今それを財源によつて分てば

- 一、檀信徒の給付によるもの——祠堂金、賽錢
- 二、一派僧侶の給付によるもの——開山香資、贓錢、湯料、俵錢
- 三、不動産收入——寺領の年貢、暖席料
- 四、動産收入——利子、損料

となる。祠堂金は故人の位牌を祭る料として、又、賽錢は佛恩謝徳の爲にその寶前に、各々、檀信徒の喜捨するものなることは言ふまでもない。次に一派僧侶の給付にかゝるもの、中、「開山香資」は開山に捧ぐる香資の義なれども、任意給付に非ずして、一定の機會に一定の額を義務的に納むべきものである。「副寺必須知」には、「田舎之行者登山始出頭之時開山香資壹錢獻之」。

或は、「諸院之客僧掛増柴籍之衆起單之後重掛錫之時每度開山眞前香資貳錢目可被獻」、「諸轉位香資一人分貳分五分充手前包也命行者可進納小方文云々」とあり、更に、「禪師號頂戴之儀先常住有披露而經禁

中、奏聞也、頂戴之後者開山眞前折紙金壹兩蓋法皇尊前折紙金貳步爲香資被獻之也折紙（貞享三年

八月十一日の定）ともみゆる。以上を要するに、「登山」、「掛錫」、「禪師號」、「轉位」等の場合に之を課徴したることは明である。かの「出世」の場合にも、「開山國師法皇並中興四派開祖江」の香資は可なり大い。「開山香資」の性質は今も傳はりて、妙心寺財政には、「毎歲香資」として重要な収入の一項をなしてゐる。「開山香資」に就きて更に附言すべきは、年々の開山忌の經營は、原則として各僧侶、寺院より課徴する「開山忌香資銀」によつてなされたることである。延寶七年六月廿五日の定に

開山忌香資銀、玉風天授退藏如是淺源梅龍泉東海靈雲聖澤拾錢、前往拾錢、前堂五錢、平僧貳錢、上坐沙彌壹錢充、極月二日三日ノ中可拜上常住也、然則勘定案中興副事相談之上可被執行之、諸佛餉可爲如先規、若經營銀不足則可衆財被相續之、但寺中下飯停止之

とある。勿論之に參加するは一山の塔頭僧侶のみならず、「當山派下前往前堂持菴之平僧令居住洛中並洛外三里四方之僧侶者、毎年可被出頭開山忌之宿忌半齋、若於違背之輩有之者、從某宿房急度告報常住可速令擯出某仁者也」（寛文十年四月十八日の定）とあるをみれば、洛中洛外の僧侶が來集したることを知りうべし。兎に角、所謂開山忌の「經營銀」は一派僧侶の共同贖金によるを原則とし、「衆財」はつとめて之を蓄積せんとしたるは、注意すべきことである。次に「職錢」の義に就ては「正法山誌」の著者は、「忠按、前堂、後堂、藏主、知客等納職錢者、納陪寮錢香錢之例也」といつてゐる。これは、「前堂」「後堂」、「藏主」等一定の妙心寺職に稟就するものが納附するもの

にて、法階授與料ともいふべく、今日の妙心寺財政に於ける「法階香資」の前身をなすものである。次の「湯料」、「俵錢」も亦古くより行はれ、既にその本來の性質を失つたとはいへ、妙心寺財政上、今日もその名稱を存してゐる。此等は何れも徳川時代には、一定の場合に一派僧侶が義務的に納付せしめられしものにて、一の強制課徴である。「俵錢」は又一に「評議」、「表錢」とも書く。先づ「湯料」に就ては、寛永七年八月十二日の定にも、「自末寺前任單寮上落之時、一山正點湯料可爲五貫文、但欲進湯仁者可任其意事」とあつて、地方の僧侶が大本山に登れる際、一山の僧侶に湯を饗應すべきの儀禮を定め、若し直接、湯を進めざる場合には、「點湯料」として所定の額を納付せしめたのである。「俵錢」に就ても前掲「正法山誌」に、「昔年作俵錢、後生不知義、妄改評錢非也、南堂ノ本覺錄五十一二丈曰、設饋飯俵贖錢、宋史志百廿九廿五丈廿五食貨志曰、潛察府界俵錢事」とあり、之が解釋は人によりて多少異なるも、要するに法會法式に參加して勤行をなせる僧侶に、謝禮金として出したるものをいふ如くである。さて、この「湯料」、「俵錢」が單に儀禮又は謝禮の爲のみならず、大本山の資金集積の方法であつたことは、それらの額並びに用途をみれば首肯さるゝであらう。即ち貞享四年二月十九日の「湯料配分の儀定」にも、「前堂湯料百貳拾目之内、六拾目者、爲修造常住、可納之」とあり、その殘部が、一山の「大衆」、「他山并四來之衆」その外、「行者」、「扶持人」等へ配分されてゐる。之は又、同年七月廿五日の覺に、「居成評錢配分湯料與可爲同斷」とあつて、「俵錢」に就ても同様である。更に嘉永年代には、塔主職の俵錢は拾箇年の間、執事方に於て積立つるの議定が行はれてゐる。

次に妙心寺の寺領は徳川時代を通じて四百九拾壹石餘である。之を天龍寺の千七百廿石、相國寺の千八百參拾石、東福寺の千七百石、大徳寺の貳千四百石に比すれば、寧ろ幕府の虐遇を受けたりといふべく、之を以て五千有餘の末寺を統制し、八拾數個の塔頭からなる一山を經營することは、可なり苦心を要せしものと思はれる。「暖席料」の義に就ては、「正法山誌」に、「凡借地寺院房舍或修法會或辨齋供則須納暖席錢於某院云々」といつてゐる如く、建物、座席の使用料である。天和二年六月の「且過寮暖席料之覺」をみるに、且過寮の暖席料として、「再住和尚」から白銀三枚、「居成和尚」から白銀二枚、「前堂轉位衆」から金子壹歩を徴收してゐる。

最後に動産收入として掲げしは利子と損料である。既に述べたる如く、妙心寺は諸方面に資金を貸したるも、夫は寧ろ變則であつて、原則としては一派内の寺院僧侶に融通せられたるものであるから、利子の大部分が共濟資金の利子であることはいふまでもない。利子の事は後に詳説するとして、茲には損料を述べたい。損料は器物、器具を貸與せし際にとるものにて、その名稱よりするも元價銷却費ともみゆるが、寧ろ使用料としての性質を大となす。妙心寺は寺有の什物道具を諸方面、例へば、「塔頭」、「徒弟」、傳奏家、門前、「行者方」、所司代その他「他山他門」にも貸與したが、「常住什物以損料可被借用事」(寛永七年八月十二日の定)を原則となした。而もそれらの返済される場合は、「悉遂點檢有破損之物者加修補可被請取若於不念者當納所急度可被辨」(寛永六年の定)とて、「修補」の責任を明にしてゐる。然らばその損料は如何といふに、之に關しては寛永年代の規定と、元祿年代の追補とあり、「法山副寺必須知」には、以上二回の規定の外に、

更に若干のものを加へてゐる。左に此等を表記すべし

寛永六年八月十二日の定

一 枕 壹具ニ付五文日

一 折敷 壹束ニ付貳文日

一 玳瑁臺 拾個ニ付參文日

一 縁高 拾個ニ付貳文日

一 飯重箱 壹重ニ付貳文日

一 菓子臺 貳枚ニ付壹文日

一 曲盆 貳枚ニ付壹文日

元祿八年七月廿七日の追補

一 乗物常住用之外諸院江借用之時者損料一日壹錢日充

但網代者貳文目也

一 參内之轆皆具損料 金子壹歩

一 段子横幕之損料 壹張一日ニ貳文日

一 經机之損料 拾脚壹文日

一 衣袂之損料 拾箇五分

一番所一會ニ付五錢日也但限三日破損有之則從某可有修補事

一 傘臺本ニ付壹分充也但限一日破損大破之時者臺本ニ付壹錢

目七分可辨之事

元祿九年十二月十一日の追補

一 合羽籠 壹荷ニ付壹錢目之事但限一日

元祿十年八月十九日の追補

一 合羽 壹個ニ付參分充也但限一日

「法山副寺必須知」にみえし追補

一 舊天鵝絨傘袋壹個 五分充一日但限新傘袋者借與停止世參

内兩人之時者制外其例與新鞆新網代同

一 紺單物壹領 參分充一日但限私記但六尺單物同斷

一 帶手拭壹筋 壹分充一日但限新單物帶手拭借與停止等之時

外 八割

一 布衣 壹人壹匁充一日但限私記翁籠一荷壹匁管笠一蓋五厘、

蓬 五厘

一 素襖 壹人五分充一日但限

一 挾箱 桐油壹個 五分充一日但限新挾箱借與停止

一 釣臺 桐油共 壹個五分充一日但限

一 高盛入箱壹個壹分充一日但限破損有之則從某院可有修補事

一 脚踏壹脚 貳分充一日但限破損有之則從某院可有修補事

その規定の細密なることは人を驚かしむるに足るが、天保十二年には更に「是迄無損料の品向後損料」を定めるの議定をなしてゐる。かくの如き損料は、一には什物の保管を丁寧にせんが爲なるも、又他には零細なる資金を集めんとしたるは明であらう。

妙心寺が如何にして資金を集めたるかは、略々上述せる如くなるが、更に之を如何に管理せるか、之に關して本論の目的上、その會計制度の一々に亘るの要なからんも、唯、會計の公示主義と、「常任物門不出」の原則とを述べたい。既に述べたる如く、妙心寺の諸機關の構成並びにその運用は民主的にして、專擅私山の餘地なからしむるものであるが、就中、會計制度は最も重要視せられ、會計を主宰する「納所」(後に「副寺」と改む)の人選が嚴にせられたる上に、金錢出納は原則として之に従屬する「勘定衆」の衆議によりて行はれ、特に重大なる支出に至つては、更に一山の諸長老の裁決を経るを要すとなし、而も、その收支決算は月末に、諸前住諸執事の來集する「合評日」に逐一之を告報し、又、年末には一切の總勘定に於て諸機關の審査を経たる後、「壁書」として之を公示すべき制度であつた。今日、妙心寺派には一船派内より選出する議員を以て構成する「議會」ありて、歳計豫算及法則案を議決し、歳計決算は之を派内に普告することゝしてゐるが、そのよつて來る所は古いものであるといはねばならぬ。

次は「常任物門不出」の原則なるが、茲に所謂「常住」とは今の「教務本所」に相當し、妙心寺「住持」を輔けて一派の宗務を總攬せる機關であり、「常住物」とは「常住」が一派を經營するに要する資金をいふ。この「常住物」が諸種の資金からなることは、既に述べし所であるが、之が使途は一

派の經營即ち傳燈の相承と派内の相互扶助とにありて、「門不出」即ち俗人若くは他山他門への融通に、之を出さざるを原則とした。安永二年十二月十九日の「衆議」に、「常住物門不出先規之通借與附與停止」とあるを觀れば、之より以前、既にこの原則の行はれたることを知る。又之を記録に徴するも「常住物」が門外に出たることは尠きが如し。されば、「常住物」は先づ派内の經營、相互共済にむけらるゝを原則となし、地方の末寺僧侶を忘れて本山の爲に投資するとか、派内の救済を後にして他山他門俗漢の救済を先になすが如きことは、許さざりし如くである。かくの如きは封建時代に於ける一般的組合精神の表現ともみるをうべく、金融機關發達せず、社會的共済制度の進歩せざりし時代の團體生活にありては、蓋し當然のことであらうが、そこには又、教團百年の末を慮る理財の明も窺るゝであらう。

□ 共済方法 共済の方法は一時的な資金を施與するに非ずして、右に述べし如き共済資金を融通貸借するにあるは、先にも一言せる所なるが融通を受くるものは、之を「何々借」又は「借用銀」と稱するに對し、債權者たる本山が常に「借與銀」といふ。吾人は之より「借與銀」に就てその「借與」手續、金額、條件等を述べたいと思ふ。

さて大本山に融通方を願ひ出づるは、原則として、徒弟又は一派の資力の足らざる場合である。尤も之には救済されんとする寺院僧侶が直接に願ひ出づる場合と、そが屬する派の「本庵」が借り受けて、之を被救済者に轉貸する場合とある。何れにせよ、融通方を願ひ出づれば、大本山の「諸前住並諸役者」相集りて、救済の必要の有無、程度、條件等を、「衆議」「合評」に依りて決

し、救済の要なきものは「願不調」とて之を却下し、救済の要あるものは、その程度と、大本山の財政事情とを斟酌して之に資金を融通する。資金融通の許されし主なる場合は、「出世」、僧侶寺院の貧窮、並びに寺院修築等なるが、「出世」の際の借金を、「改衣借」、「出世借」、「瑞世借」など稱し、又、勅使を迎ふる場合には「奉勅借用銀」といひ、「別請住持」になる場合は「別請住持借用銀」、勅使を迎へて「別請住持」式をあぐる場合は「奉勅別請借」など稱する。次に僧侶寺院が貧窮せる際の借金を、「慈憐借」、「扶助借」、「諸院扶助借」など稱し、寺院修築用の資金を、「修補銀」、「修造料銀」、「修造銀」など稱す。救済額はこれら借金の種類によりて又自ら異なる。先づ「出世借」の額をみるに、「再住新命」への「借與銀」に關しては、享保十一年十月に之を定め、後、同十三年三月に至り資金闕乏の故を以て減額したとみゆれどもその額は不明なれば姑く措き、「奉勅出世の衆」への「借與銀」として、貞享二年八月には銀九貫目と定め、更に元文六年三月にも同様の規定があるが、寛延二年七月には六貫目となり、明和四年に至つて再び九貫目となりしも、經費は次第に膨張したるものと見え、明和七年五月には、「奉勅入寺調兼に付、借與銀増加の記録を四本庵へ降下」してゐる。「山中改衣」の「借與銀」額に就ては、元文六年三月と寛延二年七月とにその規定あるが何れも銀三貫目である。その他、「別請住持」になる際の「借與銀」は、明和五年十月の定めあれどもその額は知り難く、安永三年七月の定によれば銀五貫となす。猶、「特賜號」を願ふ節の「借與銀」は銀六貫目となすことを文化十年三月に規定してゐる。以上に依つて觀れば、「出世」の種類によりてその「借與銀」額も定り、常に一定の制規によりて融通したることを知り得るのである。

が、かくの如き準則主義は他の場合に於ける融通に就ても同様に適用されし如くである。試みに之を次に述べんとする寺院の救貧修葺等の救済に就てみるも、時々願出に應じて、「借與銀」額を自由に裁量したるに非ずして、必ず準據すべき規定が存する。例へば元祿十年四月には、「本庵」が普請に就き拜借願出づる時は、廿貫目迄は「借與」することを認め、寛政二年、享和元年の規定をみれば、「山中諸院へ借與の院並金」は貳貫目に制限せられ、寛政年代の諸院扶助借は五拾兩充である。蓋し限りある共済資金を以て多數の救済を無制限になすことは不可能なれば、一派を全局的に統制し、教團を永遠に亘つて經營すべき大本山が、これらの「借與銀」にも制限を加へ、共済の一次的、一部のに偏せんことを防ぎたるは、合理的な處置といはねばならぬ。

ハ 融通條件 茲に融通の條件として吾人の述べんとするは、利子、返済期限、債務の保證等に就てである。先づ利子は原則として之をとる。困窮せる仲間を相互に救済する制度に於て、資金の返済は勿論、その利子をも徴收するは、佛徒の團體にふさはしからずとせらるゝならんも、出來るだけ他力を排して自力に生きんとする彼等の宗義を理解し、潤澤ならざる一派の財政状態を知る時は、之は寧ろ當然であるかも知れぬ。寛文七年十二月十七日の「祠堂銀借與之覺」には、「壹貫目に付壹月に風呂一度可燒者也、柴代は極月中に納所まで可被相渡事」とあり、同年の「預り中當山祠堂銀子之事云々」といふ借用證文の雛形にも、「右爲銀子一貫目之利足壹月に風呂一度宛燒可申候」とある。即ち一貫目の利子として、毎月、風呂一度分の柴代を納めしめしこともあつたのである。享保廿一年十二月に「常住の元利以新金銀可收納云々」とあるを觀れば、この時代

も勿論利子をとり、安永二年正月の「衆議」には、「常住物息子壬辰年迄之分十年之間月三銖」とある。特に「出世借」の利子に就ては、同じく安永二年正月に「住山借は年三銖」と定め、翌年八月、「在山出世借向後息子年三銖」とて、年三銖の利率を繰り返せども、寛政七年八月十日には、年壹銖に低減されてゐる。右に依れば時に應じて變化あれども、「出世借」の利子は大體、年壹銖乃至三銖位なりしもの、如し。然らば次に寺院の修葺、救貧扶助の爲の「借與銀」の利子は如何にといふに、天明時代までに特に之に關する資料を求め難く、寛政二年正月に、「山中諸院之借與の院並貳貫目の利當分免許、並、壹箇院之爲救金五拾兩宛年貳銖息にて借與」の「衆議」があり、同四年十一月廿六日には、「諸院借當壬子より辛酉迄十箇年參銖息に減下の記録を四派之降下」してゐる。更に降つて文政六年正月十七日には、「院並借内上並慈憐金息子等免許」となして安政年度に及ぶ。これらの「衆議」を観るも利子は「出世借」の場合の如く、二銖乃至三銖の程度にて、特に事情によりては利子を「免許」する「無利息銀」も尠からざりし如くである。この外、利子に關しては、「諸院手形之案文」に、「右之利息百目に付壹ヶ月に五分充相加之可申候」とあり、「四本庵手形之案文」には、右之利息壹貫目に付壹ヶ月に五匁相加之可申候」とあるが、利率は先きのものより更に低い。以上諸種の利子を綜合するに、多くは年若くは月三銖以下である。これを、その時代に塔頭が俗間に貸したる金の利子の、年五分、六分七分甚しきは壹割に及びしに比すれば甚だしく低利といはねばならぬ。共濟を目的とする融通貸借に於ては、蓋し之は當然であらう。猶、利子の計算に就ては、「副寺必須知」に、「某月廿六日已後拜借銀有之則某月利息不納、某月三日已

前拜借銀返納有之別某月之利息不納」と規定されてある。

次に返濟期限について考ふるに、先づ返濟のことを妙心寺派にては又別に、「返辨」、「返納」、「上納」、「内上」ともいひ、返濟金を「返銀」、「返濟銀」、「内上銀」「内納銀」ともいふ。借用期間に至つては、「借與銀」の性質により又時代によりても一定せぬ。寛文年代に各院の「扶助借」が三年間とせられ、「右三年之期間相濟則急度可被返辨之返辨之後縱雖有要用五三年中は其仁之不可借與事」とせるもあり、又、各種の借用證文の雛形に就いてみるに、同じく寛文年代の定として、各院が祠堂銀を拜借する場合、「右預申候處實正也、何時成共御用次第急度返濟可申候」とせるもあり、「四本庵手形の案文」(三種類あり)には或は「右預り申處實正明白也、何時成共御用次第急度返納可仕候」といひ、又、「右預り申處實正明白也、却後七年切に急度上納可仕候」、「右者爲基本庵普請料攸拜借實正明白也御用之節急度上納可仕候」とある。即ち返濟期限の豫め確定せるものと、債權者たる本山が隨時告知するによりて之を定むるものとあるが、これらは借金の目的、當事者の事情等によりて、その宜しきに従つたものであらう。借用期間に一定の年限の確定せるは之を「年限借」と稱し、その年限の長期に亘るものを、「永借」、「永借銀」又は「永代物」といひ、短期即ち當座の借用は「當分借」と稱する。

次に共濟制度として如何にも相應しく思はるゝは、元利の年濟賦崩法を行ひしことである。即ち一定の期間到來して、一時に多額の元金を返濟することは、資力乏しき者の頗る苦痛とする所であるから、長期に亘る年賦償還を認めて、債務者の負擔を輕減したのである。之を妙心寺にて

は「年賦銀」といふ。而してその年賦には、十年賦、廿年賦甚しきは四十個年賦といふものすらある。當に年賦濟崩法のみならず他方には又、所定の返済期限到來して未だその辨濟能力なきか、又は引續き資金の借用を必要となす場合には屢々借用期間の延期を願ひ出たものである。その願を「延年願」、「返済延引願」又は「拜借銀引延願」、「延借願」「延濟願」など稱す。かくの如き願の許否は一に債務者の事情に因りて之を斟酌決定したるもの、如し。以上を顧みて、利子の低率といひ、元利の年賦濟崩といひ、借用期限の延期といひ、悉く共濟的精神の發露に非るはない。併し乍ら、貸借は飽くまで貸借にして施與に非ず、債務は必ず辨濟せねばならぬ。これ債務の保證を嚴にしたる所以である。

妙心寺が一派の共濟資金を融通するに當つては、當に債務の保證をなさしめた。保證人を同派にては、「請人」又は「加判」と稱し、大抵は二人以上連署捺印してゐる。借用證書の雛形に就て保證文言を觀るに、預り主「若無沙汰仕候者爲加判中某寺院屋敷を取上可進常住候若預り主異論於有之者從加判中埒明可申候云々」といふもあれば、單に借用文言のみにて、保證文言の添はぬものも多い。併し保證債務者は債務者と同一の地位に立つものである。妄りに他人の債務を保證して累を自他に及ぼすは本山の特に戒めたる所にて、「加判留牒」にも、「此度常住より記録降下の趣にそるへは、向後徒弟之中金銀借用致しそる節は當人并加判より徒弟中之申達し、聚會の上入用の筋急度吟味致し無據訣相立そるは、加判致し借用可有之そる。縦ひ内分にて被相頼さるとも一分の了問にて加判致間敷そる事」とて、「徒弟」に於ても債務の保證をなす場合之を「聚會」に附す

こととしてある。債務者保證債務者共に債務を履行せざる場合、如何に處分したるかといふに、事情によりては、寺院の没入、除籍、追放などの制裁を加へたる如し。

二 融通の實際 共済組織は略右の如くであるが、その實際状態を知る爲に、便宜の爲め「條箇」によりて、(一)四本庵一般並びに(二)各派(三)各徒弟(四)山中の諸院(五)僧侶への融通に關する記録を示せば次の如し、もとより之は融通の全部ではなく又一に就て金額條件を明にし難いが、又その概要を推察しうるであらう。

一、四本庵一般への融通

- 一、爲修葺料四本庵へ銀子借與五年限利八銖 享保九年八月
- 一、浴室銀減少故七ヶ年四本庵へ借與利八銖 享保十年二月

- 一、修造料銀四本庵へ借與 寛保二年六月
- 一、四本庵へ借與の浴室銀年數延引を許す 寛保四年十一月

- 一、修造銀を四本庵へ借與 寶曆七年正月

- 一、四本庵及諸塔頭より願あり當仕物の利子を月三銖に減少す 天明二年九月

- 一、行者扶持手當銀拾二貫目四派へ借與 文化十二年正月

- 一、四本庵へ借與銀の降記 天保三年正月

- 一、四派へ借與物並仕方立の儀降記 弘化二年七月
- 一、勘定箱拂底に付貳貫目宛各本庵より先納の衆議 嘉永三年十一月

- 一、在箱拂底に付利納先納の儀各派へ申入 嘉永六年十一月

二、各派への融通

(イ) 龍泉派への融通

- 一、龍泉普請に付銀子借用願廿貫目借の定 元祿十年三月

- 一、龍泉より正眼寺大龜庵大破に付借用願 正徳五年四月

- 一、龍泉より圓通寺の儀に付拜借銀願 享保十四年十一月

月

一、龍泉より修造銀住山借返済之届 安永十年

一、龍泉より本庵拜借銀返納の儀正月の外何れの月にて

も和納不苦哉との伺 天明三年正月

一、龍泉より龍安寺並月航徒弟へ借與金の儀に付届 文

政六年八月

一、龍泉へ幡杖圓通寺貸附金のに儀付豫記 天保十三年

七月

(ロ) 東海派への融通

一、濟松寺類焼に付東海拜借金額 享保十年二月

一、濟松寺普請に付東海へ金子借與 享保十一年五月

一、東海より鳳臺院之爲拜借銀額 明和八年十二月

(ハ) 靈雲派への融通

一、靈雲へ見桃庵願の儀に付銀子借與 寛延二年五月

一、靈雲より銀拾貫目拜借願 天明二年十一月

一、靈雲聖澤兩本庵借、當壬子より五銖の處三銖息の額

寛政四年十一月

一、靈雲より銀貳拾九貫目延借願 享和元年九月

一、靈雲より銀拾貫目拾箇年限拜借願 文化九年十一月

一、靈雲派一派難澁に付拜借願 文政六年十一月

説苑 妙心寺派教團の共濟制度

一、靈雲より年限借拾貫目延借願 文政九年十二月

一、靈雲より虎關座元瑞世に付當分借願 天保十三年九

月

一、靈雲より妙喜座元瑞世に付當分借願 天保十三年十

二月

(ニ) 聖澤派への融通

一、聖澤派難澁に付慈憐借願 文政十三年十一月

一、聖澤より再應慈憐借願 天保三年正月

一、聖澤派年限物延借願 天保十二年十月

一、聖澤派減利願 弘化二年十一月

一、聖澤派歎願に付利納勘定延引の衆議 弘化三年正月

一、聖澤派慈憐借無利息銀皆濟に付獻香 嘉永四年正月

三、徒弟派への融通(本庵を通して借りたるものは各派への融通の中に收む)

一、太原徒弟より佛殿物延年願 天保三年十一月

一、水庵徒弟並各院より佛殿物延借願 天保四年正月

一、水庵徒弟より内上銀延年願 天保五年正月

四、塔頭一般の融通

一、諸院へ祠堂銀五百目宛増借 享保十四年十一月

一、諸院借與銀貳貫目宛可然と也 元文六年六月

第二十二卷 (第五號 一三九) 八四七

説苑 妙心寺派教團の共濟制度

第二十二卷 (第五號 一四〇) 八四八

一、山中諸院へ借與の院並貳貫目の利當分免許並壹箇院へ爲救金五拾兩宛年貳銖息にて借與の衆議 寛政二年三月

一、春光玉龍兩院より救金五拾兩拜借額 寛政五年四月

一、諸院借當手子より辛酉迄十箇年參銖息に減少記録四派へ降下 寛政四年十一月

一、堆雲庵へ救金五拾兩拜借額 寛政五年十一月

一、諸院扶助借五拾兩年々貳兩充内上の議定 寛政七年八月

一、法照院院並貳貫目拜借額 寛政十一年九月

一、龍福院より諸院一統御救金五拾兩拜借額 寛政八年正月

一、太嶺玉臺兩院院並拜借額 文化十年二月

一、院並銀貳貫目來正月より五拾日充内上の衆議 享和一年八月

一、通玄院より院並銀拜借額 文化十三年二月

一、山中諸院慈憐借利息等轉の衆議 文化十年十一月

一、麟祥院慈憐借過納返却に付御禮并斷 文政五年二月

五、塔頭各院への融通

六、僧侶への融通

一、後園庵へ院並貳貫目新に借與 利息三銖 安永八年正月

一、惠照院說道塵元借與銀不埒難澁に付退去之届 安永二年十二月

一、靈雲院より拜借銀之願 尤も七年限也 安永九年五月

一、麟祥院風極傳借之祠堂物及不埒不得止退去之嘆 安永三年九月

一、龍泉より修造銀住山借返済之届 安永十年正月

一、月山太猷梁南三盛元之繪旨項載に付拜借金額 嘉永二年三月

一、金牛院より院並貳貫目拜借額 天明四年十二月

一、雄禪和尚特賜借利納問違に付聖澤派より斷 嘉永五年正月

一、春浦院院並貳貫目返納 寛政四年正月

右の記録に依れば、大本山より直接、資金の融通を受けしは、多く各「本庵」であつて、個々の徒弟派、寺院、僧侶が直接融通を受けし場合は甚だ少ない。之はかの團體自治の主義により、末寺僧侶の救済は原則として各派内の責任とせられ、派内の資力足らざる場合には、止むをえずその派の「本庵」が大本山の資金を借り受けて、更に派内の被救済者に融通するを順序となすに由る。即ち大本山の資金は、各「本庵」を通して間接に一般派内に融通せらるゝを原則とし、直接、個々の寺院僧侶に融通するを例外となす。之、各團體の經濟的責任を重んずるのみならず、又以て大本山の債權を確保する必要に基く。更に注意すべきは山内諸院への融通に關する規定の多きことである。塔頭は之を地方末寺に比すれば中央末寺ともいふべく、大本山に附屬して一山を構成するものなれば、中央の權威の爲に之が經營に重きを置きたるは當然にて、資金の融通に就ても、一般末寺僧侶に比して遙かに有利なる地位と條件とを有した。救済扶助が中央に厚く地方に薄しと見ゆるは誠に止むをえぬ。

吾人は以上、妙心寺派の大本山によりて行はれし相互扶助の組織並びにその實際の概要を述べたので、之より進んで各派及び各徒弟の共濟方法に及ぶべきであるが、それは各派各徒弟によりて多少の相違はあらんも、大體、大本山によりて行はれしと同じく、一派にありては各「本庵」が一派の中央共濟機關となりて、困窮せる派内の徒弟派若くは個々の寺院僧侶に、「本庵」の資金を融通したのである。資金融通の手續、條件、額等は大本山の制度に準じたるものと思はれる。「本庵」の資金足らざる場合に、當「本庵」が債務者となりて大本山の資力に頼りたるは先に掲げし記録によりて明らかであらう。各「本庵」の一般収入は大本山のそれの如く、祠堂金、諸香資、職

錢、暖席料、損料利子、寺領收入等よりなる。蓋し各「本庵」は其派の本山にて、大本山に對して、小山ともみるべきである。故に「本庵」の經營も亦大本山の經營に準じたるによる。猶これ等の一般收入の外に、一派内の共濟の爲に特に積立てし資金も存する如くである。

次に「徒弟」の共同資金を「徒弟物」と稱す。之は専ら徒弟派内の積立金なりし如く、例へば龍泉派内の「柏庭徒弟」たる春光、玉龍、光國、實相、仙壽、水月等の諸院が、「宗盟物」の名の下に年々、壹兩二兩三兩四兩といふ零細なる資金を積立てし如し。「本庵」若くは大本山を煩はず前に、「徒弟物」の融通によりて相互の救濟を計れるは言ふ迄もなけれども、一般に「徒弟物」の額は大きなものに非りし如し。

五 結 論

以上述べ來りし所によりて、妙心寺派教團の相互扶助組織の特相を觀るに、それは單式の一組織に非ずして、團體の各部分が各々共濟の組織を有し、而も亦これらの部分を包括する全部も、即ち中央的の組織を有するにより、共濟組織そのものが立體的に系列を作る。救濟機關に第一次二次三次の順位あることは、之を單一救濟機關に比すれば、救濟の可能性並びに確實性を大ならしむるものといはねばならぬ。これもと、妙心寺派に於ける團體自治の組織に基くものなれども、共濟組織そのもの、立場からも、合理的な發達といはねばならぬ。共濟が唯中央の一機關のみによりて行はるゝならば、徒らに大なる資金を要し、且つ事務を複雑ならしめて、救濟の全きを期し難かるべく、又部分部分にのみ任意の組織ありて全局を統制するものなからんには、救濟

の統一と均衡を失する。部分も全體も共に責任を分つによりて、かくの如き共濟はその實を擧げうるものであらう。更に吾人の注意すべきは、その組織が一時的ならず、久しきに亘つて支持せられたことである。之、一に同派の法制並びにその適用の公正なりしに由る。即ち妙心寺派の統制にては、立法と行政とを明に分ち、而も立法行政何れも「衆議」「合評」によりて行はれ、獨斷專行を排したるより、恣に法を改廢し或はその適用を一二にするが如きは許されなかつたのである。人の最も困窮せる際に行はるゝ救濟の如きは、えて情實に動かされ易く、爲に永續すべき組織も一時的にして崩壞するものなるに、その之なかりしは、合理的なる立法行政の力によりし事大なりといはねばならぬ。

猶同派の共濟方法は、資金の融通貸借にありて、金錢實物の給與に非ず、而も原則として利子をとり、保證人をして債務の保證をなさしむる如き、卒然これを觀れば營利利殖を目的とする金貸業の如く思はれざるに非ず。併しこれは資本主義的精神の一表現なるかの營利とは全然性質を異にする。この事はかの「常住物門不出」の原則を觀るも、又、一般社會に行はれし利率に比して著しく低率なりしことに徴するも、直に首肯さるゝであらう。利子を徴せるは勿論共濟資金の潤澤ならざりしによるべきも、亦、救濟たりとて牴牾の愛を露さるる所に自力門の宗風も窺るゝと思ふ。

繼つて吾人は何故妙心寺派にかくの如き相互扶助組織が發達したるかを考察するに、一派の生活を集團的に觀る時は、病氣貧窮は常に絶えず、寺塔の修覆、「出世」の如き巨額の費用を要する事例も屢々繰り返さるゝが故に、之が經濟的對策なかるべからず、而して之が對策として相互扶

功によりしは、頼るべき財源のなきこと、獨立自治の祖風とは兩々相俟つて、同朋の經濟的責任は同朋相互にて負擔せざるべからずとなすに至りしが故である。故に妙心寺派の財源潤澤であり、或はかの本願寺派の如く、檀信徒との經濟的關係密接なりしには、かくの如き組織が生まれたるや否やは頗る疑はしい。猶、吾人はかくの如き經濟生活の行るゝに就て、當山六世の法嗣雪江和尚(二〇六八—二四六)の力を忘るべからず。雪江は宗門繁榮の基礎を經濟的經營の如何にありとなし、日單簿を作り、「納所」を改めて會計制度を確立した。彼が遺戒たる燒香傳法修造の三は、今日に至る迄、同派經營の目標となつてゐる所である。久しきに亘つて共濟生活の行はれしも、祖風を慕うてその精神を發揮せんとせしによること少しとせぬ。兎に角、妙心寺派が徳川時代に、京都五山と並んでその地位勢力を失はず、而も教團經營に破綻を來して、累を檀信徒に及ぼすが如き事の殆どこれなかりしは、共濟組織の一效果と認めねばならぬ。唯併し、共濟が中央に多く行はれ、地方に薄かりしは事實である。加之、妙心寺派にては、寺院僧侶間の連絡の密なるに比して、檀信徒には冷淡なる如し。固より之は宗義宗風の然らしむる所ならんも、元來、教團存在の理由は教化にある。教化の普及は最も望ましき所であらねばならぬ。若し右の如き共濟組織が檀信徒にまでも擴充せられたらんには、教團の事業として一層の異彩を放つたことであらう。共濟制度に關聯して、妙心寺の寺院經濟の發達には又觀る所なしとせぬ。教團の統制組織といひ、立法行政の「衆議」制度といひ、會計機關といひ、資金の集收管理運用の巧みなる、收支の均衡を保つて累を他に及ぼさざりしなど、その餘りに理財的なるが爲に巷間より「妙心寺の算盤面」などの毀を受けたりと雖も、數理的、合理的なりし點は、一般經濟發達史上からも見遁すべからざる一事例である。(完)